



地域安全対策ニュース

愛知県警察本部
生活安全総務課

青色防犯パトロールを行う(行っている)皆さんへ

青色防犯パトロールは、少人数で広範囲を効率よくパトロールできるため、県内でも多数の団体が活動しています。活動に使用する自動車は、道路運送車両法等を根拠に防犯パトロールを行うことが認められていますが、**必要な手続を行わなければパトロールを行うことができません。**

・ ・ 必要な手続 ・ ・

- 1 団体が、青色防犯パトロール（青パト活動）を開始する
→ 団体の代表者が関係書類を作成して警察署に申請し、「**証明書（警察本部長名）**」の交付を受ける
- 2 団体の自動車を使用して青パト活動を開始する
→ 団体の代表者が関係書類を作成して警察署に申請し、当該車両が記載された「**証明書**」と「**標章**」の交付を受ける

証明書と標章の交付を受ければ、直ちにその自動車を使用して青パト活動を行うことができます。

しかし、**自動車の使用者**は証明書の交付を受けた日から**15日以内**に、運輸支局等、軽自動車協会のいずれかで**自動車検査証（車検証）の記載事項変更手続**を行わなければなりません。

車検証下部の備考欄に「自主防犯活動用自動車」である旨の記載がされます。記載されているかを必ず確認してください。

備考	【愛知】 記載変更 平成22年月 平成27年度エネルギー消費効率 【走行距離計表示値】43,900 【旧走行距離計表示値】42,300 【受検種別】指定整備車 【検査場】 【受検形態】指定整備工場 自主防犯活動用自動車
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



- 3 団体の**構成員**が青パトに乗車してパトロールを行う
→ **パトロールの際は、必ず複数で乗車し、その内の少なくとも一人が「パトロール実施者証」の交付を受けている必要があります。**

青色防犯パトロールを開始する場合、団体の構成員や車両等に変更が生じた時は、警察署の生活安全課に問い合わせ、必要な申請手続を行ってください。